

運輸安全マネジメント制度に於ける平成26年度の取り組みについて

加越能バス株式会社

当社では運輸安全マネジメントを導入して、社を挙げて安全輸送の確保に努めているところであります。

ここに、平成26年度の運輸安全マネジメントの取り組み状況を取りまとめましたので、ご報告いたします。

今後ともより一層、安全輸送の確保に尽力を注いでまいりますので、変わらぬご愛顧の程、宜しくお願い申し上げます。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社が、安全管理規程等に定めている、輸送の安全に関する基本的な方針は次の通りです。

- (1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内においては輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど、現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対して輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。

2. 輸送の安全に関する目標及び達成状況

(対象期間 平成26年4月1日～平成27年3月31日)

① 目標・・・「有責事故件数の前年比20%減少」

結果・・・「目標未達成」 有責事故件数47件（前年40件）

※有責事故とは、当社運転手にわずかでも過失の認められる事故をすべて計上しており、26年度の結果を重んじ、更なる事故件数の減少に取り組んでまいります。

② 目標・・・「重大事故(自動車事故報告規則第2条に規定する事故)の撲滅」

結果・・・重大事故件数2件（人身傷害事故1件、車内傷害事故1件）が発生しました。

・発生状況

「人身傷害事故」

乗合運行において、緩い右カーブのトンネル内を走行中、対向車のライトを確認したので中央線を意識して進行していたところ、左前方を走行していた自転車乗りを見落とし、車両左前で後方より追突し、その反動で受傷させたものです。

※事故の発生を受けて、全乗務員に事故内容を通達するとともに、前方の安全確認徹底について添乗指導を強化しました。

「車内傷害事故」

貸切運行において、国道を前車に追従して走行中、車内の動静が気になりルームミラーで車内確認するため一瞬視線を外したところ、前車が30m先に停車しており、追突を避けるために施した急ブレーキの反動で、お客様が車内床面に左膝を強打し受傷したものです。

※事故の発生を受けて、当該運転手には車間距離の重要性と、急停車に

よる車内客への影響について再教習を行いました。

また、貸切乗務員にも急停車による車内客への影響を、実車にて研修致しました。

・平成26年度の具体的な取り組み状況

活動の実施状況

- ・事故防止委員会5回開催（4/9 7/4 9/17 12/5 2/27）
- ・安全マネジメント委員会2回開催（5/12 10/27）

1. 活動計画(Plan)

高岡(営)

- ・平成25年度に多かった車両損傷事故の撲滅に取り組むことを目標にしました。

また、年度に入りドア誤操作による事故が発生したことから、正しいドア操作の徹底を追加目標としました。

具体的な取り組みとしては、

- ①営業所に安全指標を掲出し啓蒙すること。
- ②後退事故を防ぐために構内駐車枠の更新。
- ③乗務前に注意点の確認書を提出させ、安全運転の意識付けを行うこととしました。

氷見(営)

- ・事故が発生した場合は営業所にて討論し、所員全員が事故情報を共有し、再発防止に努めることとしました。

砺波(営)

- ・運転手の高齢化を意識し、加齢による見落としや判断ミスを無くすため、年代別の事故傾向の分析を行うこととしました。

本社

- ・上記計画を事故防止委員会で承認した後、その取り組み状況を定期的に確認し、推進することとしました。

2. 実行(Do)

高岡(営)

- ・点呼執行所に安全指標「扉開閉誤操作を防止する」・「後退時における事前の安全確認（下車目視）を行う」を掲出し点呼前に確認させました。
- ・8月に営業所構内の駐車枠（34区画）を更新しました。
- ・乗合のドア誤操作を無くすために正しい手順を定めて通達しました。
- ・乗務前の点呼時に、ドア誤操作の防止や後退時の下車確認についての確認書を提出させました。（提出率約9割）

氷見(営)

- ・事故が発生するたびに討論の場を設け、その原因、反省点、対策等を休憩室に掲示するとともに点呼時にも示達し、再発防止に努めました。

砺波(営)

- ・運転手の年代別の事故傾向の分析を行い、個別指導（4人9回）するとともに、営業所全体でヒヤリ・ハット地点を共有して注意喚起しました。
- ・添乗指導では運転手を絞って行い、運転癖の修正を指導しました。（7人24回）

本社

- ・各営業所の取り組み状況を所長会議や事故防止委員会にて定期的に確認しました。

3. チェック(Check)

高岡(営)

- ・乗合においては、乗務前の意識付け確認書を提出させたことにより、ドア誤操作による車内傷害事故が無くなりました。
- ・貸切においては、乗務前の意識付け確認書を提出させたものの、後退事故が無くならなかったため、運行終了後にも乗務中の実行確認書を提出することに改めました。
ただし確認書の提出率が9割程度であったことから、提出の徹底を図りました。

- ・貸切では重大事故を1件発生させました。

氷見(営)

- ・発生した事故に関して営業所全体で情報を共有したことから同様に事故は起きませんでした。

砺波(営)

- ・有責事故は26年度2件で、25年度に比べ9件減少しており、運転手を特定しての添乗指導は効果的でありました。
しかしながら、2件中1件は、重大事故でありました。

本社

- ・事故防止員会にて、活動状況の報告を受けるとともに、発生事故内容を検証しました。

重大事故が2件起きたことを踏まえて、高岡営業所には貸切運転手の少人数ずつによる実車研修(急停車による車内に与える影響等)を行わせました。

そして砺波営業所には、添乗する指導者を1人に限定せず、複数による多方面の角度からの添乗を行い、添乗後意見集約して指導するよう添乗指導方法の変更を行わせました。

また、全体を通して事故比率が前年より高いことの主要因に、若年運転者の増加が懸念されることから、若年運転手を対象に再教習を行わせるものとなりました。

4. 改善(Action)

高岡(営)

- ・乗務中の実行確認書を提出させたところ、貸切による後退事故が無くなったことから今後も継続させます。

また、事故に対しての意識改革を若年運転手にも持たせ、安全マネジメントの取り組みを向上させるものとなりました。

氷見(営)

- ・活動を継続し、有責事故の撲滅に向けて取り組むこととしました。

砺波(営)

- ・添乗指導の効果を実感しており、引き続き継続していくものとなりました。

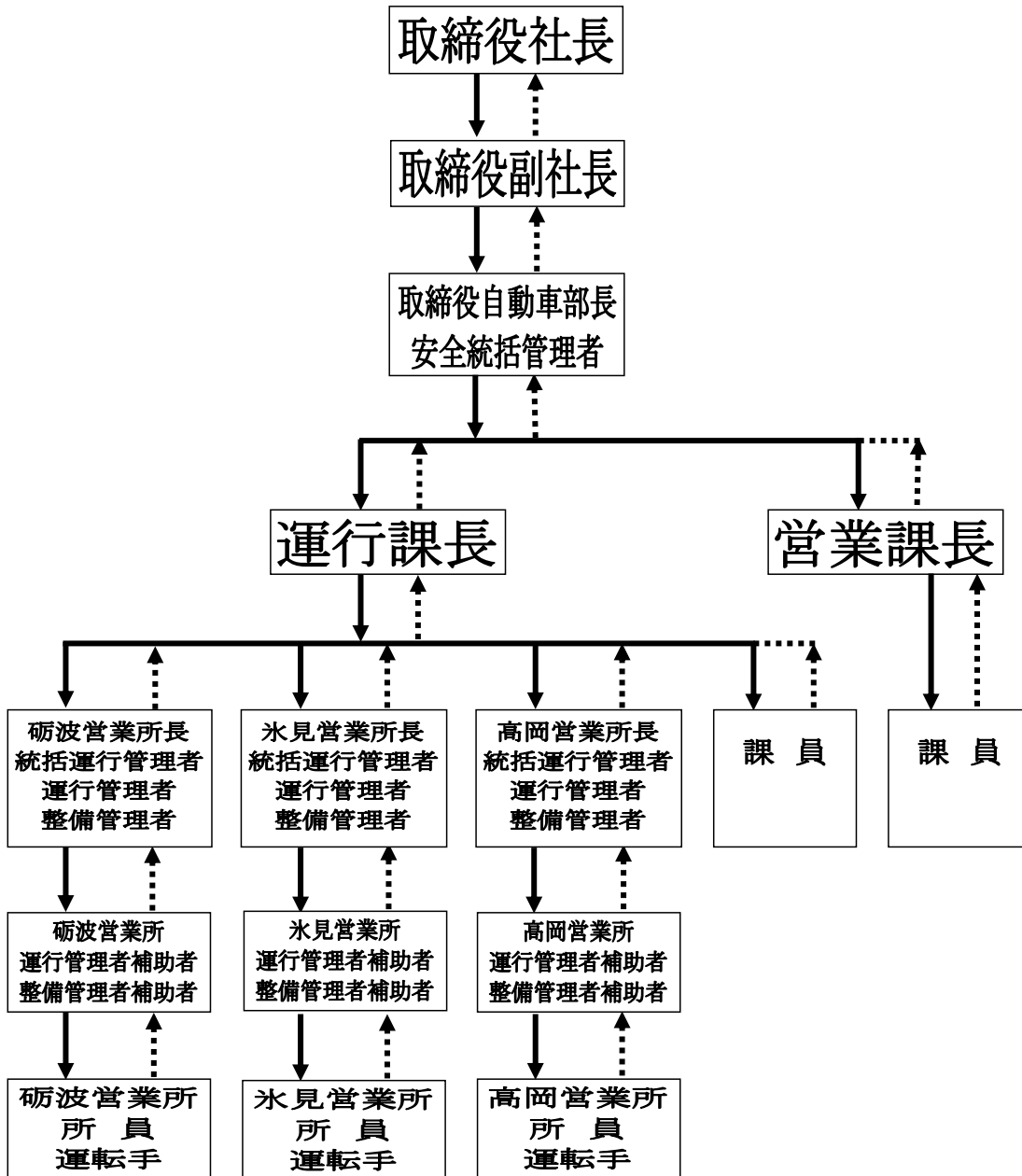
本社

- 重大事故の撲滅をテーマに行うものとなりました。
若年運転手が増加していることから、添乗指導の強化を図らせ（個人を集中的に1か月間）、場合によっては再教習を行わせる等、運転技能のスキルアップを行わせるものとなりました。

3. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

安全管理体制の組織図は次の通りです。

安全管理体制組織図

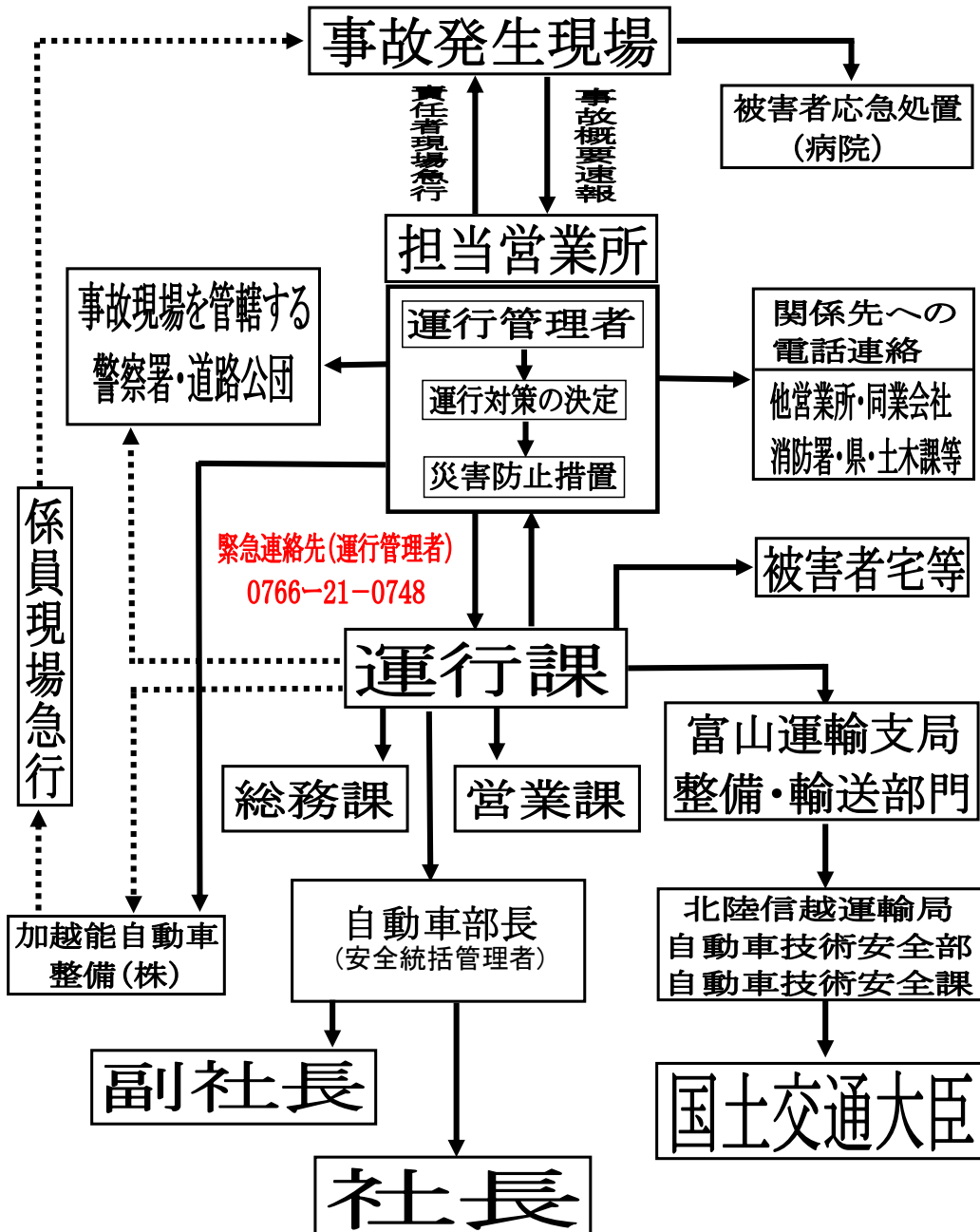


← 指揮命令系統
←····· 報告連絡体制

4. 事故・災害に関する緊急時連絡体制

事故、災害等、緊急時に於ける報告・連絡体制は次の通りです。

緊急時連絡体制



5. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有します。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施します。

6. 輸送の安全性向上に関する費用

平成26年度に輸送の安全性を向上させるべく、投資(車両購入、安全機器の設置「衝突被害軽減ブレーキ車両・車間距離警報装置等」、車両整備、自動車保険加入等)は、449,836千円となります。

7. 安全統括管理者

当社で選任している安全統括管理者は下記の通りであります。

安全統括管理者

取締役自動車部長 新庄 一 洋

8. 輸送の安全に関する内部監査結果

安全統括管理者による内部監査を下記の通り実施しました。

「実施日」

- ・高岡営業所 平成27年4月7日
- ・氷見営業所 平成27年4月7日
- ・砺波営業所 平成27年4月7日

「是正改善指摘事項」

- ・26年度の事故件数が増加しており、また同様の事故が目立つことから事故情報を共有させ、真の原因を追究し対策を講じること。
- ・添乗指導を、事故惹起者や運転経験の浅い者等を優先したうえで、個人を約1か月間集中的に指導すること。
- ・乗務員の服用薬を把握し、服用に伴うリスクも管理すること。

- ・乗務員の非番時に於ける休息等も把握、考慮した運行管理を心掛けること。
- ・安全マネジメントを全員が積極的に取り組み、その結果を意識させ、緊張感ある活動を持続すること。

9. 輸送の安全に関する計画

先ず、平成27年度輸送の安全に関する目標と計画は、前年に引き続き「有責事故件数20%減少」「重大事故の撲滅」とします。

- ※有責事故件数20%減少（47件→38件以内）
- ※重大事故の撲滅（2件→0件）

平成27年度の目標を達成するため、事故時に於ける原因を具体的に深く追求（チェック）し、全乗務員に周知するとともに、事後の対策を全員が共有し、同様の事故を起こさないよう取り組んでまいります。

また、事故防止の活動計画として、

- （1） 経営トップをはじめとする年2回の安全マネジメント委員会を開催し、乗務員との意志の疎通を図り、輸送の安全に関する情報が社内で双方向に伝達、共有されるよう取り組んでまいります。
- （2） 安全統括管理者出席の下、事故防止委員会を2ヶ月に1回開催し、事故事例を基に検証、安全輸送に向け改善するよう取り組んでまいります。
- （3） 営業所長出席の下、営業所の小委員会にて、乗務員が安全輸送を担える職場作りを検討し、実施に向けて取り組んでまいります。
 - ・高岡(営) 事故惹起者への指導、若年運転者への指導、事故速報によるハザード地点の共有化を図る。
 - ・氷見(営) ハザード地点・危険予測地点を討議し、共有する。
 - ・砺波(営) 乗務員の加齢による、認知・判断ミスをなくす。
 - ・本社 添乗指導する乗務員を事故防止委員会にてその都度決定させ、1か月間集中的に行わせる。(事故リスクの高い者から)
高岡(営)・・・2名
氷見(営)・・・1名
砺波(営)・・・1名
若年運転手の教育研修プログラム（運転技能習熟度）を作成する。
3か月時・6か月時・1年時・2年時・3年時に習熟度試験を実施し及第点に達しない者は別途研修させる。
事故頻発者は、1～数週間集中的に添乗指導させる。
高齢運転者（65歳以上）は、翌年の契約更新前（3月中）に、添乗指導を実施し、運転技量を確認し更新させる。

10. 輸送の安全に関する教育及び研修計画

平成27年度教育及び研修計画を策定し、下記の通り実施します。

- (1) 安全運動関係
 - ・春の全国交通安全運動
 - ・夏の全国交通安全運動
 - ・秋の全国交通安全運動
 - ・年末・年始輸送安全総点検
 - ・年末の交通安全県民運動
 - 期間中、安全統括管理者による全営業所の職場巡視及び、街頭指導、添乗指導の強化に取り組みます。
- (2) 安全マネジメント関係
 - ・安全マネジメント委員会（年2回）
 - ・事故防止委員会（年6回）
 - ・各営業所の小委員会（随時）
 - 平成27年度、輸送の安全目標・計画を達成すべく、取り組み状況の検証、改善を致します。
- (3) 運行管理関係
 - ・年1回の運行管理者研修を実施します。（外部講師依頼あり）
 - ・独立行政法人自動車事故対策機構主催の講習全般。
 - ・バス協会関係主催の講習全般。
- (4) 乗務員関係
 - ・年2回の乗務員研修を実施します。（外部講師依頼あり）
 - ・年1回の若年運転者研修を実施します。
 - ・独立行政法人自動車事故対策機構主催の講習全般。
 - ・バス協会関係主催の講習全般。